
学校における食育の推進に向けて
食育 実践事例集（第3集）

平成21年4月
広島県教育委員会

はじめに

近年、食生活を取り巻く社会環境の変化などに伴い、脂質の過剰摂取や野菜の摂取不足、朝食の欠食に代表される栄養の偏りや食習慣の乱れが子どもを含め多く見受けられ、これに起因して、肥満や生活習慣病の増加、過度の痩身などの問題も指摘されています。

特に、成長期にある子どもにとって、健全な食生活は、健康な心身を育むために欠かせないものであり、将来の食習慣の形成に大きな影響を及ぼすものであると同時に、今後とも我が国が活力と魅力にあふれた国として発展し続けていく上でも極めて重要であります。

子どもへの食育を通じて、大人自身もその食生活を見直すことが期待されているところであり、学校、家庭、地域を挙げて子どもの食育に取り組むことが必要となっています。

現在、学校における食に関する指導は、学級担任を中心として、給食の時間において学校給食そのものを生きた教材として活用した指導が行われているほか、教科指導や学級活動など、学校教育活動全体の中で広く行なわれています。しかし、近年の子どもたちの食を取り巻く環境のめまぐるしい変化に対応し、自らの健康を保持増進していくことができる能力を培っていくためには、これまでのように単発的に教科等の授業で食に関する指導を行うだけでは不十分となってきています。

これからの食に関する指導は、学校長のリーダーシップの下、食や栄養に関して専門性を有する教職員を中心とし、各学校において、食に関する指導に係る全体計画や年間指導計画を作成し、関係教職員が連携・協力しながら、給食の時間、各教科等において組織的、計画的、系統的な指導を行うことが必要です。

このため、県教育委員会では、平成19年度に10名の栄養教諭を配置し、栄養教諭を校内及び家庭や地域とのコーディネーターとしながら学校全体による取組みを推進してきました。また、栄養教諭が配置されていない学校における食育推進を支援するため、平成19年度、県内全小学校、平成20年度は県内全中学校を対象とし、食育推進リーダーを養成するための研修会を開催し、食育推進体制の整備を進めてきました。

さらに、より多くの学校の取組みの参考にしていただくため、広島県教育委員会教育長のホームページに「学校における食育の推進」のコーナーを新設し、栄養教諭配置校の取組みを掲載してきました。

この実践事例集は、平成20年度に実践された県内10校の栄養教諭配置校の取組みの中から、特に特徴のある取組みを取り上げ、まとめたものです。

各学校や市町教育委員会においては、本書を各学校の実状に応じて活用していただき、学校における食育の一層の充実を図っていただきたいと思います。

終わりに、本実践事例集の作成に御協力いただきました学校並びに関係者の皆様に心より御礼申し上げます。

平成21年4月

広島県教育委員会教育部
指導第三課長 藤田 美佐子

目次

小学校における実践事例

広島市立比治山小学校.....	2
広島市立皆実小学校.....	4
大竹市立大竹小学校.....	6
呉市立吉浦小学校.....	8
東広島市立高屋西小学校.....	10
竹原市立竹原西小学校.....	12
三原市立三原小学校.....	14
庄原市立西城小学校.....	16

中学校における実践事例

広島市立伴中学校.....	18
東広島市立高屋中学校.....	21

参考資料

学校給食法（平成21年4月1日改正施行）

实践例

広島市立比治山小学校

〒734-0021 広島市南区上東雲町 28-28 電話 082-281-9474
ホームページアドレス <http://www.hijiyama-e.edu.city.hiroshima.jp/>

学校長 野々村 雅美
児童数 699名 教職員数 50名
学校紹介 本校は、段原日出、段原山崎、上東雲、東雲本町1・2丁目、東雲1・2・3丁目、霞町の9つの町からなっている。住宅を中心に、商業、工業もさかんな地域である。
研究主題を「たくましく生きる基礎・基本の力を育てる」とし、学校教育全体の中に食育を取り入れ、全教職員が一体となって食育の推進している。

食育を通して目指す子ども像

学校目標 夢いっぱい、笑顔いっぱいのひじやまっ子を育てる

研究主題 たくましく生きる基礎・基本の力を育てる
教科等の関連を重視した食育の指導を通して—

食育目標 豊かな心情をはぐくむ食習慣の形成をめざして

〔低学年〕

食べものに興味・関心を持ち、好き嫌いなく食べることができる。
体験活動を通して食べものへの親しみを持つことができる。
食事のマナーを知り、みんなと楽しく食べることができる。

〔中学年〕

食べものの栄養を知り、好き嫌いなく食べることができる。
体験活動を通して、自然と食べものの関わり、地域と食べものの関わりに関心を持つことができる。
衛生的に給食の準備や食事、後片づけができる。

〔低学年〕

自らの健康を考え、望ましい食事を選択する力を身につける。
体験活動を通して、命の大切さを知り、食べものを大切にす気持ちを持つことができる。
食料の生産・流通・消費に関わる工夫や努力を知り、関係する人々へ感謝の気持ちを持つことができる。
食文化や食品の生産・流通・消費について理解を深める。

取組みの内容

1 食に関する指導体制作り

- 教職員対象食育講演会の実施
- 食に関する指導の全体計画・年間指導計画の作成
朝食に関する小・中学校の系統立てた指導計画の作成

【解説1】

2 学校全体による食に関する指導

教科における食に関する指導

- 総合的な学習の時間における食に関する指導【解説2】
- 栄養教諭と連携した食に関する指導
- 給食の時間における指導の徹底、ランチルーム給食の実施



安田女子大学 准教授 西田信子先生

保護者対象 食育講演会

3 家庭・地域との連携

料理集を活用した取り組み 【解説3】

- 試食会の実施
給食だより・食育だよりの発行
- 食育講演会
公民館祭りでの啓発活動

学校からのひと言

学校の全教育活動の中に食育を位置づけ、家庭や地域と連携しながら実践を積み重ねてきました。食育についての関心の高さや朝食の喫食率等、向上しています。地道に実践を継続していきます。

解説 1

朝食に関する小・中学校の系統立てた指導計画の作成

朝食に関する指導でのねらいや発達段階に応じためざす目標を示し、小・中学校の系統的な指導を明確にした。

ねらい		めざす目標(つけない力)	めざす目標(つけない力)	めざす目標(つけない力)
【低学年】 知りたい (関心・態度)	1年	早寝・早起きの大切さを知る。	食品や料理に興味・関心を持つ。 朝食作りのお手伝いをする。	会食の楽しさを知る。
	2年			
【中学年】 わかりたい (知識・理解)	3年	1日のリズムの大切さがわかる。	食品の栄養を知る。 簡単調理ができる。	会食のマナーがわかる。
	4年			
【高学年】 やってみよう (意欲・技能)	5年	生活リズムを整える工夫をする。	組み合わせて食べる大切さを知る。 ごはん・みそしるの調理ができる。	マナーを守って楽しく会食する。
	6年			
【中学校】 身につけたい (習慣化)	1~3年		組み合わせて食べることができる。 一食分の食事作りができる。	

解説 2

総合的な学習における食に関する指導

3年生 総合的な学習の時間「広島菜 大解剖！」

広島の特産物である広島菜を種まきから収穫まで育てる活動と、そしてその広島菜を使ってオリジナルふりかけを工夫して作り、おいしく食べる活動を通して、収穫の喜びを味わうとともに地場産物への興味・関心を深め、食への感謝の心を持つことをねらいとしている。

自分の鉢で育てた広島菜



栽培学習では、学年園だけでなく一人一鉢、自分の広島菜を育てることで、収穫の喜びを味わい、食べ物に感謝する気持ちを持つことができた。



ふりかけ作りに挑戦

解説 3

家庭・地域との連携
～朝食レシピ集を
活用して～

家庭から朝食の料理を募集し、朝食レシピ集を作成

保護者の協力を得て作成した朝食レシピ集を活用した取り組みを積極的に行い、朝食の大切さを啓発して朝食の喫食率の向上を図る。

親子料理教室の実施(8月)

中学校区児童・生徒対象
在宅栄養士、栄養教諭、
給食調理員による指導



地場産物の活用

食育だよりにて紹介

食育月間(6月)

～朝ごはんキャンペーン～

給食委員会を活用し、給食
放送で朝食レシピ集の料理
の作り方を紹介する。



ゴーヤとベーコンの炒め物

広島市立皆実小学校

〒734-0005 広島市南区皆実町1丁目15-32 電話 082-251-2358
ホームページアドレス <http://www.minami-e.edu.city.hiroshima.jp/>

学校長 清水陽子

児童数 683名 教職員数 48名

学校紹介 本校は開校以来の校訓である『皆のおかげと思い、実のある人となる』ことをめざしている。本校の学校教育目標を達成するために、めざす子ども像とめざす学校像を掲げ、具体的な学校経営目標を示している。児童にもわかりやすい目標3つの“あ”“あいさつ・安全・朝ごはん”を掲げ、児童教職員が一丸となって学校づくりを行ってきた。食育を教育活動の基盤におき、知力、徳力、体力の向上に努力している。

食育を通して目指す子ども像

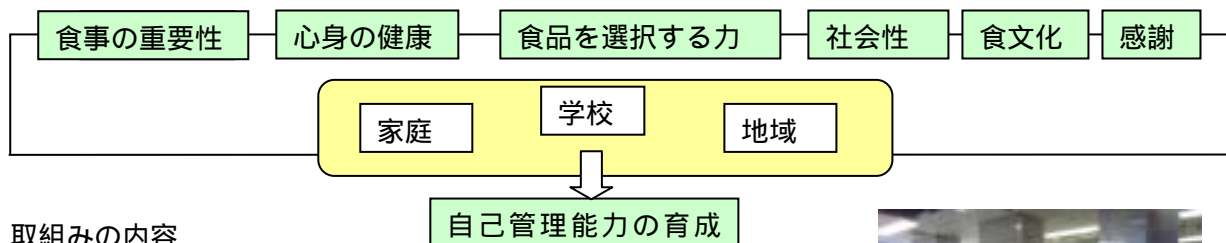
学校教育目標：確かな学力と豊かな心を持ち、互いに認め合い、たくましく生きる子どもを育てる。

食育目標：健やかな体と豊かな心の育成

朝食摂取率を向上させ生活リズムをととのえる。

地場産物を活用して、地域への愛着を深める。

給食の時間や学活の時間の学習を通して、社会性を身につける。



取組みの内容

1 食に関する実態調査と研修

- 児童・保護者・教職員対象の食にかかわる実態調査【解説1】
- 教職員・保護者対象の食育講演会
(中学校区教科等研究会やふれあい活動推進協議会活用)

2 食に関する指導

- 担任と栄養教諭が連携をした食に関する指導
 - ・食生活学習教材を活用した指導【解説2】
 - ・特別活動の時間における指導(各学級2~3時間)
 - ・特別支援学級における給食の時間の指導(月・木の給食時)
- 朝食指導(食育月間の学校朝会での話・担任による朝食指導・栄養教諭:指導案提示)

3 家庭・地域との連携

- 試食会, 料理教室の取組と食育だより
PTC活動や保育園での栄養教諭による食に関する話
- 食育ゲストティーチャー(地域人材)の活用【解説3】
- 養護教諭と連携した個別相談指導

学校からのひと言

食育こそ「いのち」を育む教育活動の基盤であることを念頭におき、組織的・体系的な取組をすすめている。平成16~18年度文部科学省「学校を中心とした食育推進事業」、及び平成19・20年度の「中学校区食育推進事業」における実践中心校としての役割を担う中で、目標を明確にした年間計画や実践ができたと考えている。

教職員の共通認識をもつことで、教科学習における食育の授業づくりや体験を通じた活動の積み重ねにつながってきた。

また、保護者・地域の理解を得て、地域人材、地場産物の活用が充実したことで児童への「食」への関心や心身の健康づくりへの意欲の高まりを感じている。

社会環境の変化の中、学校・家庭地域が連携した食育推進が求められており、その重要性を痛感するとともにいかに定着させていくかが課題であると考えている。



牛乳料理教室
手作りホワイトソースで
シチュー作りに挑戦



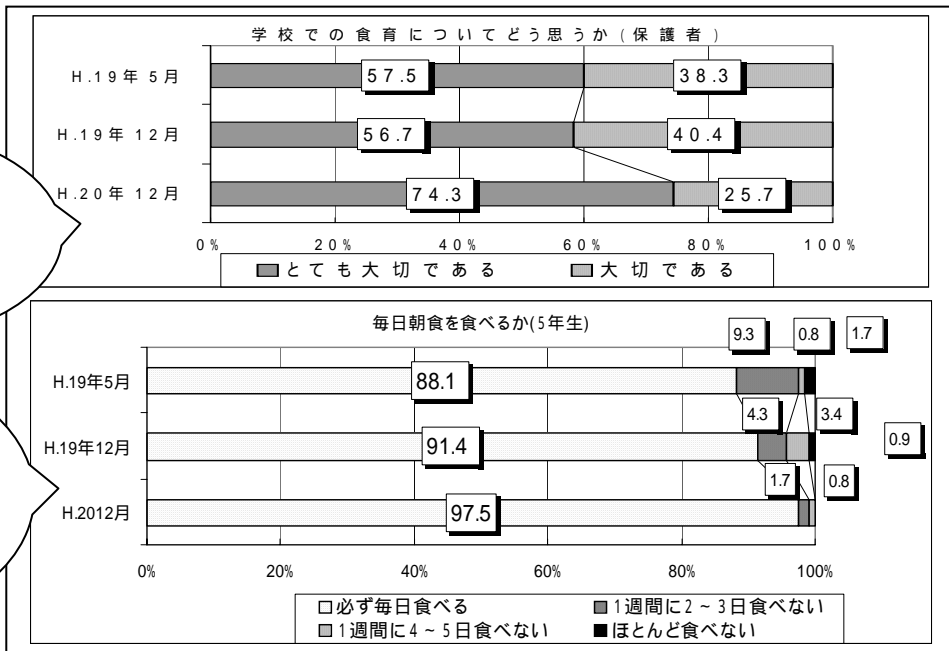
個別相談
保健室前の表示

解説 1

児童・保護者対象の食にかかわる実態調査結果（5年生）

食育推進事業を受けてきた成果として保護者の意識の向上が見られた。

学校全体で食育に取り組んでいる成果として朝ごはんの摂取率が上がった。



解説 2

食生活学習教材を活用した食に関する指導（2年生）

【米のよさを知ろう】

文科省より配付されている共通教材の食生活学習教材を活用し、特別活動の時間に食に関する指導を行ってきた。栄養士未配置校でも同様に、担任と栄養教諭のチームティーチングで指導を行った。また、教科の中でも食育の観点をつまえた指導を行ってきた。

食生活学習教材を活用した授業風景（2年：特別活動）



教科の中での食育(栄養教諭との連携)

理科：ヒトや動物の体（6年）

体育科
育ちゆくわたし（4年）
生活のしかたと病気の予防（6年）

家庭科：食に関する単元（6年）

解説 3

家庭・地域との連携

3年生を中心に行った地場産物学習

- ・食文化
- ・食品を選択する力

わたしたちの広島市（社会科）で広島市の地場産物について学習

活用



自主制作『わかめができるまで』のVTR放映（給食週間中 朝の会）

南区周辺の海で養殖されているわかめについて学習【広島市水産振興センター職員の協力】

“ひろしまそだち”の野菜展示
小松菜ほうれん草くらべ（給食週間中）【広島市農林水産振興センター提供】

テレビ・新聞報道で広報

市漁協春山さん わかめ湯通し実演
学校給食のみそすいとんに使用【広島市漁協：わかめの提供】

食育だよりで啓発

公開授業
2月参観日

学級活動で地場産物についての学習のまとめを担当と栄養教諭のT.Tで行う。

大竹市立大竹小学校

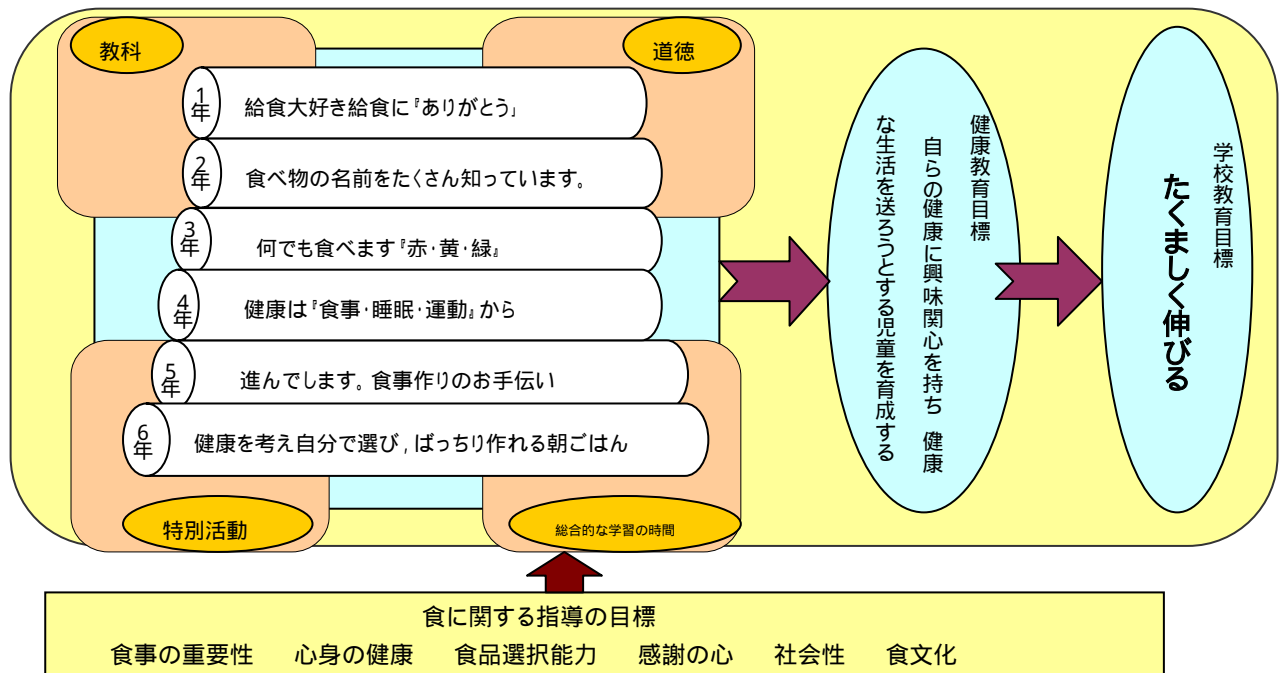
〒739-0614 大竹市白石2丁目1-1 電話 0827-52-3177

ホームページアドレス otakesyo@alto.ocn.ne.jp

学校長 高橋 晴夫
児童数 712名 **教職員数** 47名
学校紹介 『たくましく伸びる』という教育目標のもと、じぶんから・ともに・さいごまでやりぬく児童の育成を行っている。平成16年度から18年度において『学校を中心とした食育推進事業』に取組み、食育年間計画の作成を始め、計画的・系統的な食育の実践について研究を行ってきた。現在は、その食育の継続と定着、そして発展を目指して取組みを進めている。

食育を通して目指す子ども像

(学校教育活動全体で行う食育構想図)



取組みの内容

- 1 学校教育活動全体における食育の継続と定着のために
 - 食育研修の実施 【解説1】
 - 各学年における『食育重点目標』『年間指導計画』に基づいた食に関する指導
 - 栄養教諭が関わる食に関する指導 【解説2】
 - 月別食育目標に基づいた食育ファイルの活用 【解説3】
 - 食の川柳の作成・キャラクターの活用 【解説3】
- 2 学校給食を生きた教材として活用するために
 - 大竹市7つの基本献立の活用
 - 学習給食(セレクト給食・お弁当バイキング)の実施
 - 学校給食週間の取組み
- 3 家庭・地域との連携のために
 - すくすく通信等の発行
 - HPでの情報発信
 - 食育参観日・懇談会の実施
 - キッズクッキングの開催



チャレンジ・キッズクッキング

「給食(食育)のことは、他校にも自慢できる。」「給食がおいしくて、よく作ってと言われるので作り方を教えてほしい。」など、保護者の声。より一層、笑顔とパワー

学校からのひと言

解説 1

教職員食育研修

教職員の共通認識を維持していくために、毎年夏期休業中に『食育研修』を実施している。平成 20 年度は、大竹中学校の教職員の参加もあり、小中連携のきっかけとなった。

(平成 20 年度研修内容)

- 教職員による学習給食体験 (弁当バイキング)
- 理論研修『大竹小学校における食育』
- 大竹中学校の児童の様子について (大竹中学校養護教諭より)



中学校教職員と一緒に、学習給食 (弁当バイキング) 体験



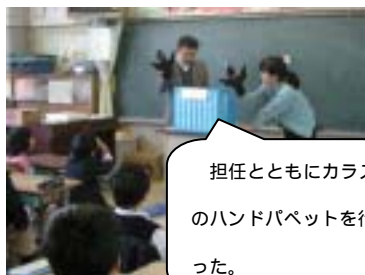
パソコン教室での理論研修

解説 2

栄養教諭が関わる各教科等における食に関する指導

平成 20 年度は、シラバスにも『栄養教諭と連携した授業』として明記し、保護者へも啓発を行った。

特別活動『野菜パワーを知ろう』



担任とともにクラスのハンドバベットの行った。

(児童の感想より)

- 野菜にすごいパワーがあることがわかった。
- いろいろな野菜が食べられるようにしたい。
- カー助が楽しかった。

5年生家庭科『見つめよう家庭生活』



包丁の使い方の基本を押さえた。

(授業後の児童アンケートより)

- 包丁を扱うことが怖かったけれど怖くなくなった。(5名)
- 包丁の扱いが上手になった。(13名)
- より気を付けて意識して扱うようになった。(6名)

解説 3

食育ファイルの活用
食の川柳の作成
キャラクターの活用

食育ファイルの活用

月別食育目標に沿って学年の発達段階に応じた資料(もぐもぐ通信)を作成し、児童への指導資料としている。この資料やワークシートなどは、児童全員が持っている『食育ファイル』にファイリングし、今までの食の学びや、児童自身の成長などをいつでも振

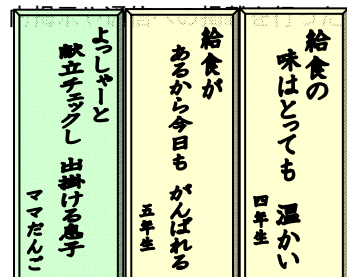
キャラクターの活用

大竹小学校には、食に関する指導の際登場するナビゲーターが存在している。様々な学校掲示や食育劇、給食委員会の活動、食育通信などに度々登場し、年度を越えて活躍している。



食に関する川柳作成

ことばの教育と食育をリンクさせ、毎年食に関する『川柳』に取り組んでいる。本年度は学校給食週間に向け、『給食川柳』を作成した。また保護者にも募集し、校



呉市立吉浦小学校

〒737-0853 呉市吉浦中町2丁目6-5 電話 0823-31-7042

ホームページアドレス yoss@kure-city.jp

学校長 中川 潤二

児童数 559名 教職員数 33名

学校紹介 本校は、研究主題を「豊かな心を育み、元気な体を作る望ましい食習慣の形成」と、設定しています。食生活を見つめ、実践につながる食に関する指導を栄養教諭との連携や、かわりあう「道徳の時間」を通して取り組んでいる。また、今年度から小中一貫教育の取組みとして、吉浦中学校区の9年間を見通した食育を学校と家庭と地域を連携して推進している。

食育を通して目指す子ども像

(学校教育目標) お互いの人格を認め合い、創造性豊かな子どもを育てる

(研究主題)

「豊かな心を育み、元気な心と体をつくる望ましい食習慣の形成」

吉浦中学校区の
食育推進

食に関する指導

- ・栄養教諭とのTT・連携による指導
- ・食と関連させた道徳の時間の授業

豊かな植・触・食体験

- ・全学年の栽培活動を通して

学校給食を
核として

健康生活相談

- ・栄養教諭・養護教諭による個別指導
- ・さわやかカードの取組

家庭・地域の連携

- ・吉浦汁太郎の元気汁の啓発
- ・公民館の食育講座への参画

取組みの内容

- 1 食に関する指導
栄養教諭と連携した食に関する指導
食と関連させた道徳の授業(授業研究)
- 2 健康生活相談
実態把握(さわやかカードの取組)【解説1】
健康生活相談による個別指導【解説1】
- 3 栽培活動(全学年の栽培活動を通して)
収穫した作物で、郷土料理を作る【解説2】
収穫した作物を学校給食に入れる
- 4 家庭・地域の連携
吉浦汁太郎の元気汁の啓発【解説3】



学校からのひと言

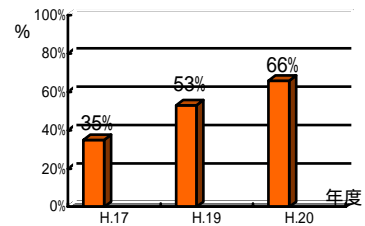
校内の食育推進委員会を軸とし、食育推進全体計画、食に関する指導の全体計画、各学年の年間指導計画等をもとに、組織的、計画的、系統的な指導ができるようになった。また、今年度は特に、小中一貫教育の取組として、吉浦中学校区3校で、全教職員の共通理解のもとに、発信・啓発することにより、家庭や地域との連携を深め、食育を推進している。

解説 1

さわやかカードの取組み

年に2回の生活状況調査として取り組んできた。今年度も全教職員の共通理解のもとに、赤・緑・黄色のバランスの良い朝食を食べることや、ゲームやテレビの時間をきめるなどし、さらに朝の生活リズムの振り返りを指導してきた。

朝食に赤緑黄色の食品がそろっている児童

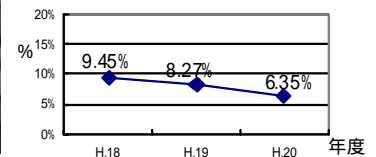


健康生活相談による
個別指導

健康生活相談は、夏休み前と冬休み前の個人相談と立派な口問、保護教諭と栄養教諭が連携して、児童と保護者を対象に健康や食生活についてのグループ相談や、個別相談を行っている。今年度は特に肥満傾向の児童やその保護者に対して、担任と連携し個別指導をおこなってきた。



肥満傾向の児童



解説 2

全学年の栽培活動
植・触・食の体験活動

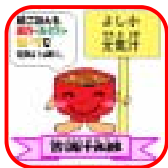
栽培活動を通した植・触・食の体験活動が子どもたちの心を育てたり、食の大切さや感謝の心を育てるであろうという仮説のもと全学年が計画的に、育てて食べる体験活動を取り入れている。

吉浦の郷土料理の芋団子作り



解説 3

吉浦汁太郎の元気汁の
啓発



- (児童の標語から)
- ・朝ごはんやぱりぼくは
元気汁
 - ・朝ごはん笑顔いっぱい
元気汁
 - ・おいしいなみんなと
食べた元気汁

栄養教諭が地域の食材のしらす干しや根菜を使った簡単に作れる具だくさんのみそ汁を考案し、学校、家庭、地域へ連携し、啓発や発信をしている。朝食に吉浦汁太郎の元気汁を食べている児童は全体の30%になっている。

教職員による朝食の啓発の食育劇は、とても好評だった。

ふれあい料理教室や公民館の食育講座で調理実習



東広島市立高屋西小学校

〒739-2125 東広島市高屋町中島 582 電話 082-434-0003

URL <http://www2.city.higashihiroshima.hiroshima.jp/takayanishi-sho/>

学校長 生田 一人
児童数 684名 教職員数 46名
学校紹介 本校は、水田耕作を中心とした農村地帯に位置し、JR山陽本線西高屋駅を中心に開けた住宅地である。本年度の本校の研究主題「確かな学びを通して人間力を育てる」を食育の面からも研究を推進している。家庭や地域と連携しながら、体験活動や学習を積み重ねながら、食を通して教える教育への実践を行っている。

食育を通して目指す子ども像

学校教育目標 より確かに より豊かに よりたくましく伸びる

児童につけたい力

- 1 食を中心とした基本的な生活習慣を確立する。
- 2 すすんで健康によい食行動を実践する。

パクパク食育 スクスク発育

3H(Head, Heart, Health)を伸ばす 食育で!

低学年

(心と体の健康)

- 1 毎日朝ご飯を食べる。
- 2 好き嫌いなく食べる。

中学年

(基本的な生活習慣の確立)

- 1 朝ご飯・排便・運動・睡眠のリズムを整える。
- 2 栄養のバランスを考えて食べる。

高学年

(自己管理能力の育成)

- 1 バランスのとれた朝ご飯を考える。
- 2 自分の食生活を見つめ、食を選択できるようにする。

取組みの内容 【解説1】

1 パクパク学習

食の指導年間計画に基づき、総合的な学習の時間や特別活動の時間で行う「食に関する指導」

2 食理解教育 【解説2】

食についての正しい理解を図るため、総合的な学習の時間、生活科、家庭科等を活用

3 食活用教育 【解説3】

各教科、道徳、保健学習等と食に関する指導を関連付けた単元を構想

4 保護者への啓発

家庭との連携の中で、日常的に豊かな食行動を実践



食に関する指導の年間計画を基盤に、対話的コミュニケーションのイメージキャラクター『はねかえるん』の活用と食の活動を中心においた他教科等との単元構想をすることで学習の深まりや実践意欲につながっている。

学校からの一言

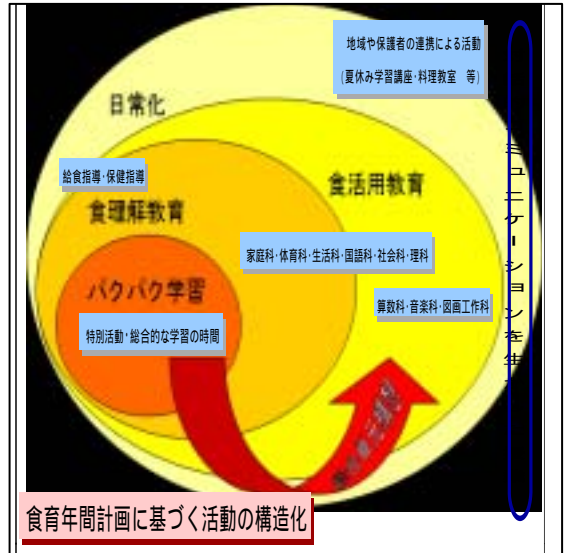
解説 1

年間計画を基にした
食に関する指導の研究構想図



「食べることを通して身につけられる人間的豊かさ」を「豊かな食行動」とし、研究主題の児童につけたい力を6つの食に関する指導の内容とリンクさせた。教育活動全体の中で行う学習をパクパク学習、食理解教育、食活用教育と3つに分け構造化することで、それらの関連が明確になり、児童につけたい力にせまる指導ができた。

- チャレンジ力**
食事の重要性
- 知力**
食文化
食品を選択する力
- コミュニケーション力**
感謝の心
社会性
- 実践力**
心身の健康



解説 2

食理解教育

栄養教諭が、担任と連携したり、コーディネートしたりして食に関する指導をすることで、学級の実態や発達段階に応じた学習を仕組むことができ、実感を伴った知識として身につけてきた。



給食の食材の生産農家の見学



担任と栄養教諭のT・T

解説 3

食活用教育

食に関する内容をテーマとして扱い、内容の深まりを意識し、それぞれの教科のねらいを達成していくことを目指した。児童は、学びに対する意識が高まり、指導者も授業力が向上した。

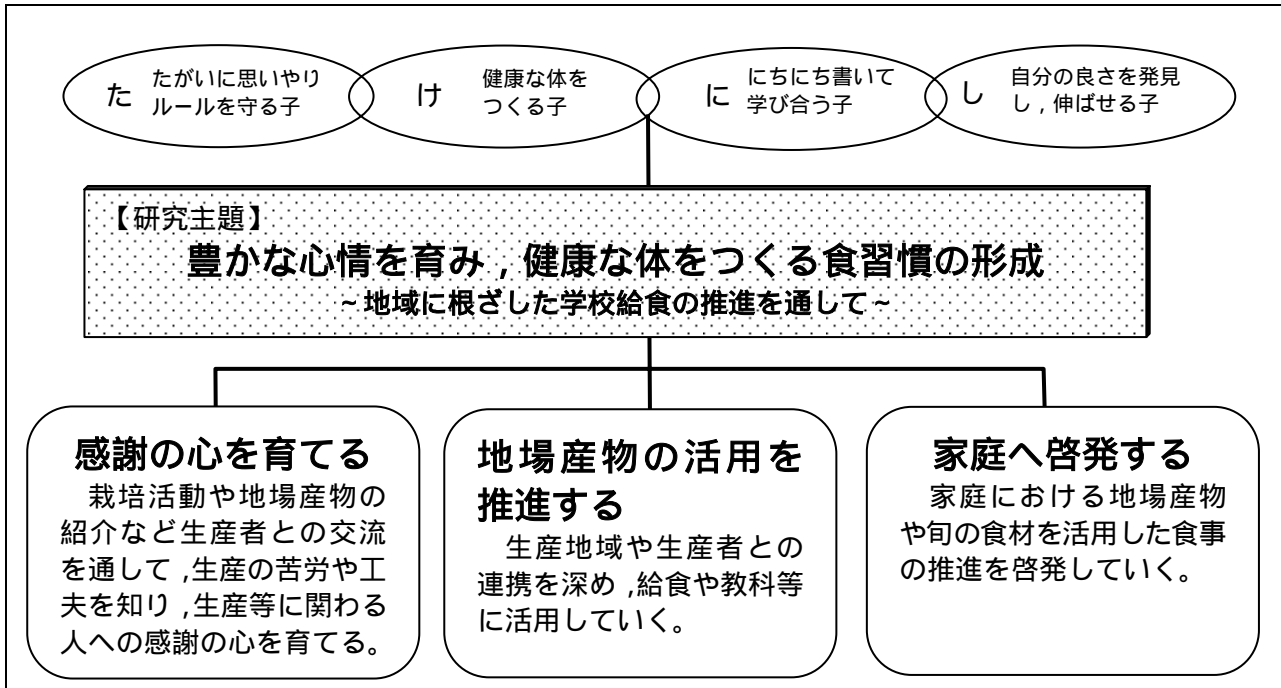


竹原市立竹原西小学校

〒725-0021 竹原市竹原町 2440 番地 電話 0846-22-0946
ホームページアドレス takenishi@ceres.ocn.ne.jp

校長 福田 明
児童数 378名 教職員数 29名
学校紹介 本校は、安芸の小京都と呼ばれる竹原市のほぼ中心に位置し、学校のすぐ東側を賀茂川が流れ周囲をブドウ畑や住宅地に囲まれた落ち着いた環境にある。本年度は研究主題を「豊かな心情を育み、健康な体をつくる食習慣の形成」とし、栽培活動を中心に、学校・家庭・地域が連携した取り組みを行っている。

食育を通して目指す子ども像



取り組みの内容

- 1 感謝の心を育てる
さんしょく活動（全学年栽培活動実施）
地場産物の紹介 【解説1】
（ビデオ放送・児童朝会）
食に関する指導（道徳・学級活動・家庭科）
- 2 地場産物の活用を推進する
納入体制の整備
地場産物に触れる活動 【解説2】
（生活科・総合的な学習の時間・学級活動）
- 3 家庭へ啓発する
食育通信の発行
食を取り入れたPTC活動 【解説3】
食に関する行事の開催
（親子料理教室・食フェア・参観日を活用した料理のデモンストレーション）

学校からのひと言



学校・家庭・地域が連携し取り組んだ結果、次のような成果が見られた。

- 1 感謝の心を育てる
残食率3%以下の日 $\frac{\quad}{\text{給食実施日}}$ = 95%
【目標値85%】
（平成20年度1月までの平均値）
- 2 地場産物の活用を推進する
33.5%【目標値30%】
（平成20年度1月までの平均値）
- 3 家庭へ啓発する
【保護者アンケート】
「たよりを読んでいる。」
86% 95%
（5月） （2月）

解説 1

感謝の心を育てる

地場産物の紹介 ～生産者と児童をつなげる～

給食では、地場産物を年間計画に基づいて活用している。給食放送委員会の児童は、活用した日の給食時間に、ビデオ放送で生産地や生産者の紹介をしてきた。その結果、児童は生産者の苦勞や工夫について理解を深め、苦手なものでもがんばって食べようとする態度がみられてきた。

【川柳】

ビデオ見て ついに分かった おいしさが
目の前に くるまで人の 苦勞あり
ぼくたちの 竹原ぶどうは 世界一



解説 2

地場産物の活用を推進する

地場産物に触れる活動 ～生産者と一緒に、ぶどうジャム作り～



3年生は総合的な学習で、竹原の特産物である「ぶどう」について学習を深めている。その中で、生産者の方から指導をしていただき、ぶどうでジャム作りをした。児童は、意欲的にジャム作りに取り組んだ。できあがったジャムは、給食時間に各クラスへプレゼントした。他の学年は、ジャム作りの話を3年生から聞き、全員で味わいながら食べた。

解説 3

家庭へ啓発する

食を取り入れたPTC活動 ～学校菜園でできた旬の食材を使って～

5年生は、学校菜園で育てた野菜を使って、親子で夏野菜カレーときゅうりのつけものを作った。料理を作ることを通して、親子の会話やふれあいを楽しんだ。保護者からは「カレーに、かぼちゃって合うんですね。」、児童が作ったきゅうりのつけものを食べて、「つけものの作り方を教えてください。」などの声が聞かれ、旬の食材を使った食事を家庭へ啓発できた。



【児童の川柳】

できあがり 感謝をこめた カレーです
夏野菜 みんなに感謝 いただきます

三原市立三原小学校

〒723-0004 三原市館町二丁目 3-1 電話 0846-62-2165

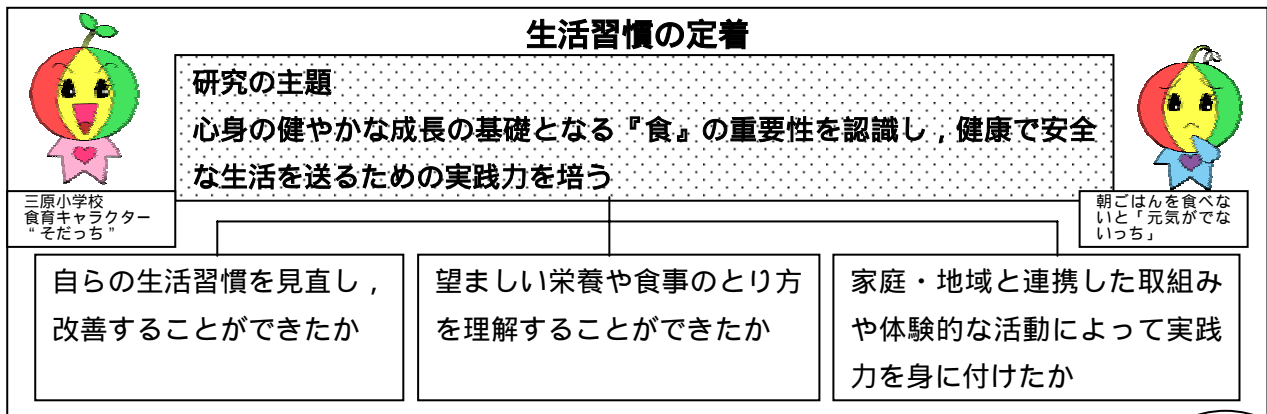
ホームページアドレス <http://www.mihara.ed.jp/mihara-es/>

校長 森谷 浩

児童数 474名 教職員数 33名

学校紹介 本校は、食教育を教育推進の重要な柱として、研究の主題を「心身の健やかな成長の基礎となる『食』の重要性を認識し、健康で安全な生活を送るための実践力を培う」とし、食の重要性について理解させるために、家庭・地域と連携し、体験的な学習場面を積極的に提供してきた。この取組みによって健康な体づくりの実践力を身につけてきている。

食育を通して目指す子ども像



取組みの内容

- 1 子どもの健康を保持増進させるための望ましい食習慣を形成【解説1】
実態調査の実施，分析
点検してみよう“ぼく，わたしの点検週間”
養護教諭・栄養教諭が連携した取組み
生活リズムを題材とした全教職員による食育劇の実施
専門家や専門機関との連携【解説1】
わんぱくタイムの実施・喫食100%の取組み【解説2】
- 2 各教科等における食に関する指導の充実
食に関する指導の実施
公開研究会の開催
- 3 体験活動を通じた各地域の産物・食文化の理解
地域の専門家との連携
親子料理教室の開催
- 4 家庭，地域への効果的な普及啓発
家庭，地域を対象とした研修会の実施
ヤング朝食クッキングへの参加



全教職員による食育劇の実施

食に関する指導のねらいを明確にした各学年の年間指導計画を作成し、給食時間だけでなく、各教科，総合的な学習の時間等で取組みを行ってきた。全教職員で食育劇を実施したり，道徳の授業を行ったりすることによって，児童の意欲を実践に導くことができた。

学校からの一言

解説 1

専門家や専門機関と連携

専門家や専門機関との連携

地域の専門家や専門機関と連携をしながら，食に関する取組みを行っている。

学校医の金丸先生には，体育科の時間に生活習慣病が起こるメカニズムについて

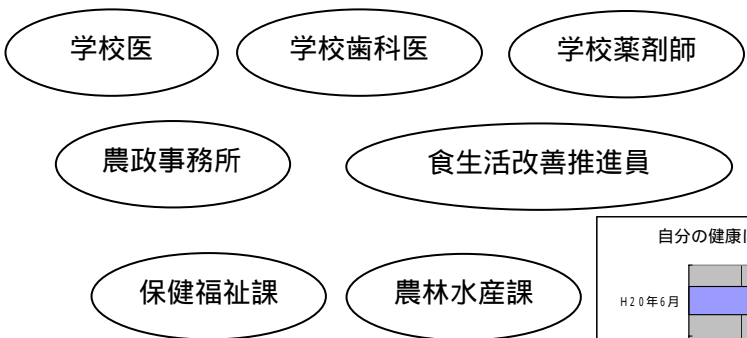
学校薬剤師の常盤先生には，うちが出来るメカニズムについて

調理研究会会長 原田光雄様には，地域の産物であるたこの処理方法，たこ刺し，たこ天の作り方

P T A主催で福祉保健課管理栄養士大橋様，食生活改善推進員さんには，P T A主催の親子料理教室で地域の産物を活用した郷土料理について

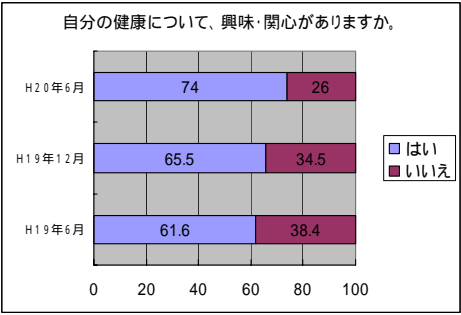


専門家による食に関する授業の実施



学校薬剤師による授業

自分の健康に興味・関心をもつ児童の増加



解説 2

わんぱくタイム・喫食 100%の取組み

喫食率100%の取組み

各クラスで毎月給食を食べきる日を1日決めることにした。苦手な食材がある児童に充分配慮し，その児童も食べることができる日とするようにした。1日はと限定したが，1ヶ月に半数以上食べることができたクラスもあり，全体の残菜量を減らすことができた。

わんぱくタイムの実施

毎月食育の日(19日)には，休憩時間を日頃より長く確保し，しっかり遊び，遊ぶ楽しさが感じられるようにした。健康には，栄養・休養とともに運動が大切なことも学ばせたい。



庄原市立西城小学校

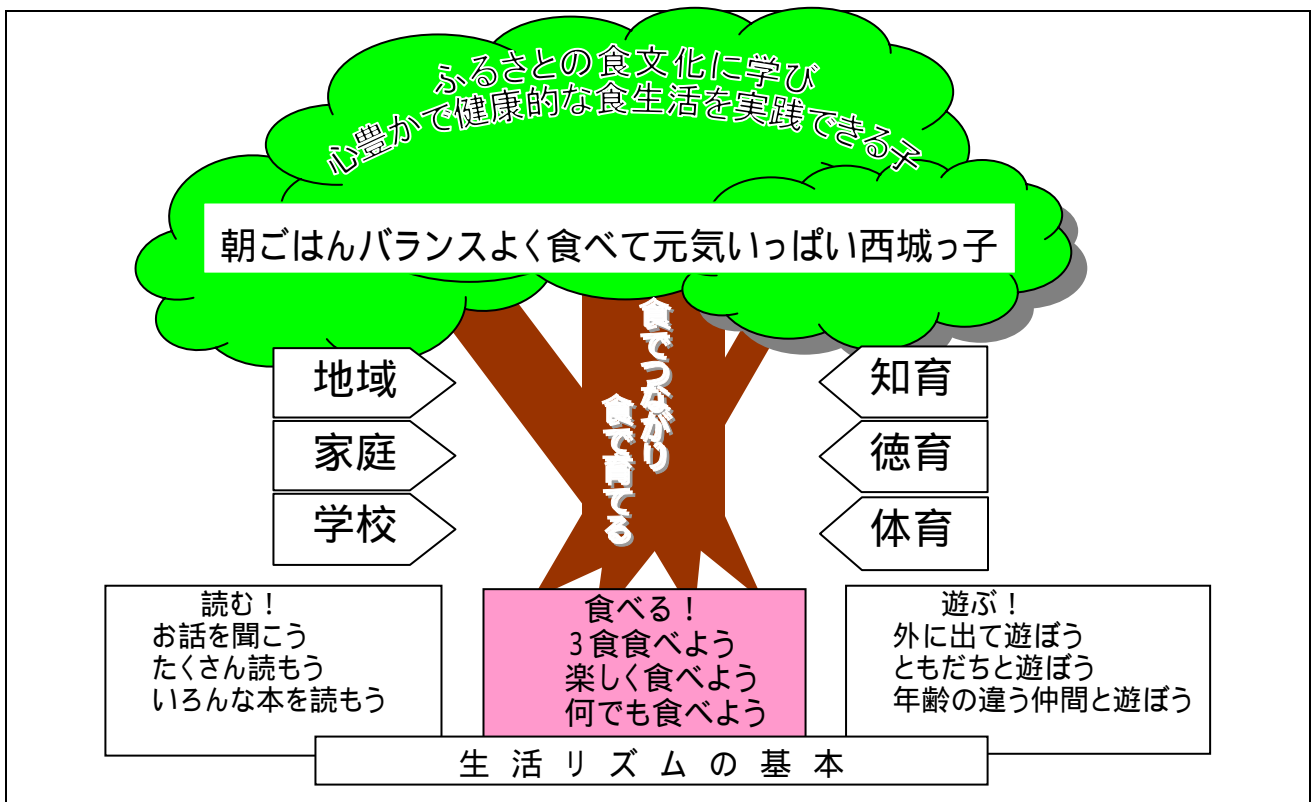
〒729 5731 庄原市西城町西城281-1 電話0824 82-2935
ホームページアドレス <http://www.syobara-saijo-e.hiroshima-c.ed.jp/>

校長 日雨孫 厚子

児童数 107名 教職員数 14名

学校紹介 本校は、昨年度「地域に根ざした学校給食推進事業」の実践校として、栄養教諭を中核とした食育推進に取り組み、児童や保護者の食育に対する意欲・関心を高めることができた。今年度は、昨年度の課題から、「朝ごはん バランスよく食べて元気いっぱい西城っ子」をめざして全教職員が組織的・系統的に食育推進の取組みを進めている。

食育を通して目指す子ども像



取組みの内容

- 1 学校全体での食に関する指導の推進
各教科等において、栄養教諭と担任が連携した指導【解説1】
食育キャッチフレーズに基づいた指導
朝食内容の充実に向けた取組み【解説2】
- 2 学校給食の教材化
食材との出会い・かかわり
郷土食や行事食を取り入れた給食献立
- 3 家庭・地域との連携【解説3】
食育講演会
「簡単おやつ」デモンストレーションの開催
PTA主催「我が家の自慢料理」デモンストレーションの開催

学校からのひと言

西城小学校
食育キャラクター誕生

バランスくん



グングンレッド

ファイヤーイエロー

スクスクグリーン



課題を明確にし、焦点を絞った取組みを組織的、系統的に実践したことにより、食育に対する関心・意欲の高まりを自分の生活に生かそうとする児童が育ってきている。また、食育の取組みを家庭・地域に積極的に発信したことで、理解と協力が深まり、家庭や地域とつながる食育を推進することができた。

解説 1

栄養教諭と担任が連携した指導

6年 家庭科 「まかせてね！今日の朝ごはん」

西城の地場産物を使ったオリジナル朝食献立を考えよう！

地場産物や旬のたべものを使った栄養が満点の朝食ができました。



朝食の意義についての学習



献立作成



調理実習



児童が、献立作成や調理に自信をもつことができ、家庭における実践意欲につながる学習となった。また自分の健康を考え、栄養のバランスのとれた朝食をとろうとする意欲にもつながった。

「5班(ごはん)もりもり ご飯(ごはん)」
 ・ごはん ・栄養満点卵とじ
 ・ゆで野菜のサラダ
 ・みそ汁 ・フルーツ

解説 2

朝食内容の充実にもむけた取組み

朝ごはんバランスよく食べて元気いっぱい西城っ子

朝食模擬レストランへようこそ！

給食週間中に朝食模擬レストランでバランスのよい朝食を考えました。



朝ごはん何を食べようかな？



ぼくは、和食がいいな！やっぱりごはんにみそ汁が一番！

給食週間中に、朝食模擬レストランで赤・黄・緑のそろったバランスのよい朝食を考えました。児童たちは、フードモデルを見ながら楽しく献立カードを選び、朝ごはんをしっかりと食べようという意欲を高めることができた。



解説 3

PTA 主催「我が家のとくい料理」デモンストレーションの開催

家庭との連携



おいしい！是非、家でも作ってみたいですね。

献立名 ・簡単炊き込みごはん ・さっぱりから揚げ
 ・切り干し大根の甘酢あえ ・豆乳スープ

食育の取組みを家庭・地域に積極的に発信したことで、保護者の理解・協力を得ることができ、家庭と連携した取組みを行うことができた。また、食について保護者同士の交流の場となった。



保護者の方から「我が家のとくい料理」を募集し、レシピ集を作成して、保護者・地域に配布した。

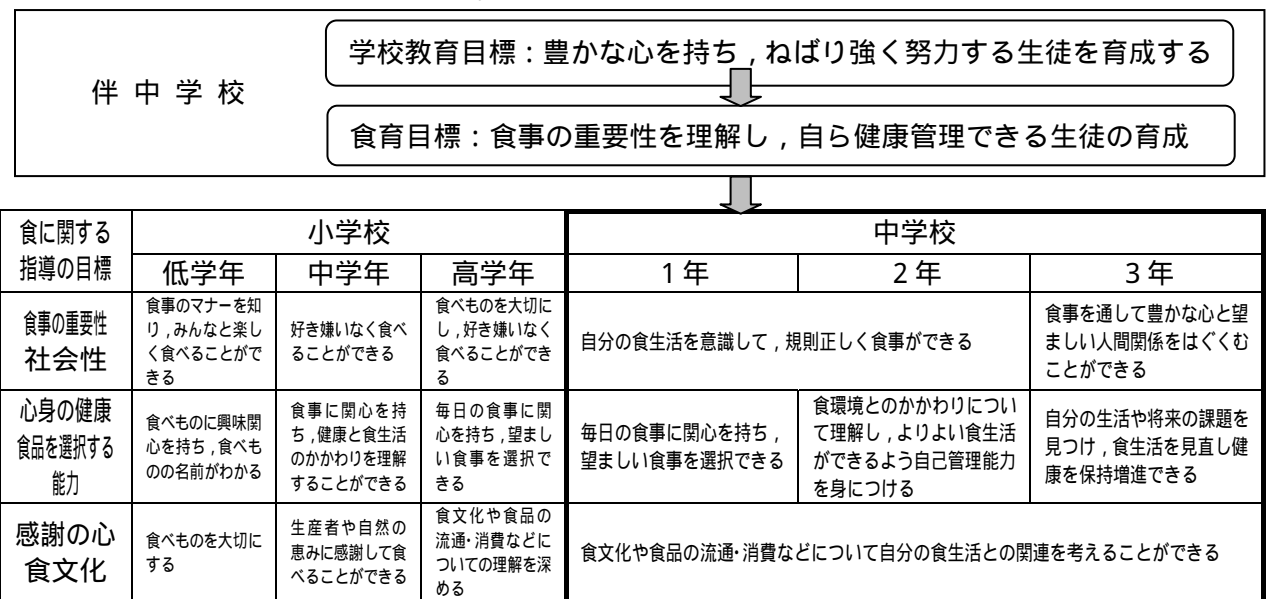
広島市立伴中学校

〒731 3161 広島市安佐南区沼田町伴3759 電話082-848-0017
ホームページアドレス <http://www.tomo-j.edu.city.hiroshima.jp/>

校長 財津 伸子
生徒数 488名 **教職員数** 39名
学校紹介 学区は古くから農村地帯として発展してきたが、近年開発が進み多くの住宅団地が点在し、生徒数も増え続けてきた。今年度、大塚中学校が分離開校し、生徒数が約半数になった。学校教育目標「豊かな心を持ち、ねばり強く努力する生徒を育成する」を実現するため、基本的な生活習慣を身に付け、自ら健康管理できるよう食育に取り組んでいる。また、農家や食品産業のある地域の特性を生かして実践を行っている。

食育を通して目指す子ども像

伴中学校では、小中学校の系統立てた食育の推進を図るため、中学校区で実践研究し、小中学校の「食に関する指導の目標」を策定した。



取組みの内容

- 小・中学校の食に関する指導の連続性の確保及び指導の充実
 - 小中連携した食に関する指導全体計画作成【解説1】
 - 教科等における食に関する指導【解説2】
 - ・チームティーチング(栄養教諭)・ゲストティーチャー
 - ・小中合同研修会の実施(中学1年 道徳)【解説3】
 - 食育月間・給食週間・給食の時間における食に関する指導
- 沼田町の地場産物を活用した学校給食献立の実施
 - 沼田町の郷土料理「さんばいさん」の実施【解説4】
 - 沼田町の地場産物を使った学校給食献立作成(技術・家庭)と実施(5回)【解説5】
- 家庭・地域への効果的な普及
 - 試食会・PTA 教養講座・PTC 活動の実施
 - 公民館との共催事業【解説6】
 - 公民館・商店での学校給食献立等の掲示による普及



取組みの成果

小中の系統立てた「食に関する指導」全体計画を活用し、実践することができた。給食の時間や教科等、様々な場面で取組むことにより、生徒の興味関心を高めたり、知識を深めたり、実践に結びつけたりすることができた。食生活の中心は家庭にあり、学校での取り組みは食生活の変容までは至らなかったが、食生活に関心を持つようになってきている。また、地域の食材を使った独自献立の実施や地域行事の参加により、農家や地域の企業など地域の方から学校での食育に関心を寄せられた。今後、ともに食育を推進できるよう一層の連携をはかりたい。

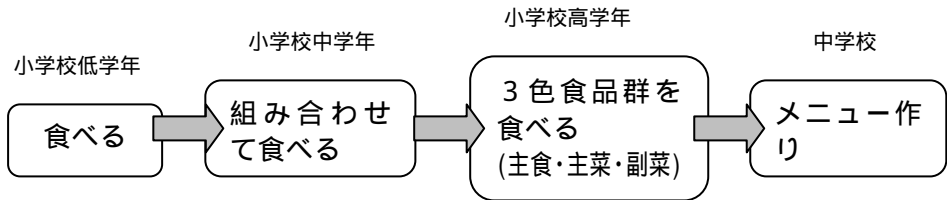
学校からのひと言

解説 1

小中連携した食に関する指導全体計画の作成

小・中学校の各校の食に関する指導全体計画をもとに，小中9年間の「食に関する指導全体計画」を作成し，系統立てた指導を行うこととした。特に栄養に関する知識，朝食について，体験学習について，給食指導については，発達段階に応じた指導内容を具体的に示し，中学校区の児童生徒が同じように育つよう，工夫した。

朝食について



解説 2

教科等における食に関する指導

教科等における食に関する指導

給食の時間や教科等，様々な場面で取組むことにより，生徒の興味関心を高めたり，知識を深めたり，実践に結びつけたりすることができた。



国語



社会科



数学



理科



技術家庭



学級活動

解説 3

小中合同研修会の実施（伴中学校）

中学1年 道徳「食べること 生きること」

- 1 基本的生活習慣

望ましい食習慣を実践することがより良い生き方につながることに気づかせるため，学校給食を教材とし，有名人の物語を使って，学習した。

また，中学校区の公開授業として小中の連携を図り，教職員の「食に関する指導」の研修の機会とした。



中学校区公開授業

(担任と栄養教諭によるTT授業)

解説 4

沼田町の地場産物を活用した学校給食の実施(中学校区)

沼田町郷土料理「さんばいさん」

食育月間に、地域の食文化に興味関心を持ち、大切にしようとする心を育てるため、地場産物を使って沼田町の郷土食を給食にした。中学校区3校と近隣の小学校で独自献立として実施した。

食材の一部は、沼田町共同出荷組合から購入し、身近な地域で取れたものを使った。



地元の方に実際に作って教えていただいた「さんばいさん」



もぶりごはん ミルク 八寸 たこときゅうりの酢のもの おはぎ

解説 5

沼田町の地場産物を使った学校給食献立の作成と実施(伴中学校)

「さんばいさん」の実施

地場産物を使った郷土料理を学校給食で実施。



社会科

「地場産物について調べよう」

広島県や広島市の地場産物等をインターネットで調べた。



技術家庭(家庭分野)

地場産物を使った「オリジナル給食メニュー」を考えよう



班ごとに学校給食の条件に合う献立を考えた。

伴中ピピンバ・ミルク・ナムル・わかめスープ・あかん

地場産物
米 小松菜 もやし
さつまいも 白菜
ほうれん草 大根等

学校給食

「オリジナル給食メニュー」実施

各クラス代表献立(5回)



チャーハン・ミルク・チキンボール・ナムル・コンソメスープ・いちごヨーグルト



解説 6

家庭地域への効果的普及

親子料理教室

「すこやか朝食メニュー」

献立作成から調理まで自分たちで朝食作りにチャレンジした。



献立作成



材料の調達



調理



できあがり

食育講演会「家族で楽しく食育」

「地場産物」朝食

がテーマの講演会。地元企業の取り組みも紹介した。



ふるさとまつり

沼田公民館で行われる「ふるさとまつり」に参加し、学校での食育の様子を写真などで紹介したパネル展示や学校給食の試食を行い、地域の方に関心をもってもらうことができた。



東広島市立高屋中学校

〒739 2125 東広島市高屋町中島760 電話082-434-0011

ホームページアドレス <http://www2.city.higashihiroshima.hiroshima.jp/~takaya-chu/>

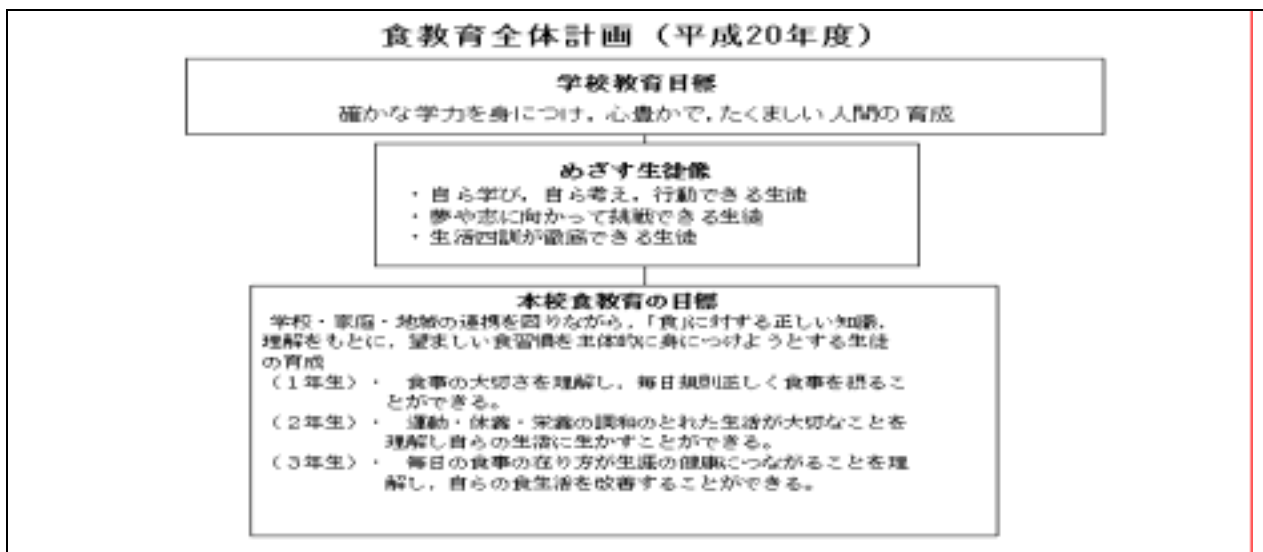
学校長 高木 義文

児童数 736名 教職員数 55名

学校紹介 本校では平成14年度より、食に関する指導を行ってきた。「食に関する指導の全体計画」や「食に関する指導の年間計画」に基づき、給食の時間における指導はもとより、学級活動、教科等においても「食」を切り口とした内容を組み入れるなど、計画的・系統的に学校教育活動全体での取組みをすすめてきている。

今年度は、今までの取組みを継続しつつ、原点を見直すという意味で、学校における食育の基本となる給食時間に視点をむけた指導を行った

食育を通して目指す子ども像



取組みの内容

- 1 教科等における食に関する指導
 - ・年間指導計画に基づき、栄養教諭や養護教諭と連携・参画による授業
- 2 給食時間における指導
 - ・食の社会性の定着（解説1）
 - ・給食週間の取組み（解説2）
- 3 保護者との連携、情報発信
 - ・食育参観日と教育講演会
 - ・PTA バザーの取組み（解説3）
 - ・給食試食会
- 4 委員会活動
 - ・献立説明
 - ・食育標語
 - ・食のポスター
 - ・給食残食調べ

・食の社会性の定着



（1年生の給食配膳の様子）

「食」に対して肯定的な意識が高まった生徒が増えているクラスがみられた。これからも繰り返し、生徒に対して「食」に関しての指導を行う必要がある。また、「食」に関する意識の定着をはかるため、家庭への働きかけを継続的に行っていく必要があると考える。

学校からのひと言

解説 1

食の社会性の定着

全教職員の共通認識により、給食の準備、片付け、給食着、給食時間の厳守などについて、給食時間における指導を行った。栄養教諭は、担任と連携しながら教室訪問を行い、そのクラスや個に応じた指導を行った。

学年ごとに指導が必要な場合、学年部の職員に助言をしたり、生徒朝会などで生徒に伝えたりすることにより、「食の社会性」についての定着を図った。



解説 2

給食週間の取組み

給食の歴史を振り返ることにより、その当時の生活や歴史背景などを知ることが目的とし、年代を追った給食の再現を提供した。

1月の給食献立一口メモ(1/26~12/30)		
日 曜	献立表 献立一口メモ	
26 月	セルブのそば 赤茶 焼き魚(鮭) 広島菜漬 みどしる 今日は「全国学校給食週間」についての話です。第二次世界大戦後、昭和21年12月24日に学校給食が再び始まりました。12月24日は冬休みになるため、一ヶ月後の1月24日を給食記念日とし、1月24日から一週間を「全国学校給食週間」と定められました。今年度の給食は、給食の歴史を体験する献立です。また、給食時間に献立説明の放送をしますので、静かに聴いてください。	
27 火	コッペパン イチゴジャム 照り粉乳 鮭の竜田揚げ ゆでキャベツ 今日は、今から約60年前、第二次世界大戦後、給食が再開されたころの給食です。戦後、栄養不足の子どもたちを救うために、世界各国から送られた援助物資をもとに、給食が再開されました。日本向けの援助団体のことを、アジア救済公認団体の英語の頭文字をとって「らっ」といい、「らっ」の提供していた日本向けの援助物資のことを「多量物資」といいます。たくさんの人たちの助けがあって、給食を再開することができたのです。	
28 水	揚げパン 牛乳 マカロニサラダ コンソメスープ かんゆ 今日は、今から約50年前の給食の再現です。みなさんは「かんゆ」を知っていますか。「かんゆ」は、今から約100年前、魚の肝臓から取り出した油分に甘味をつけたところから、爆発的に広まりました。ビタミンAやビタミンDを補う目的で、保育所や幼稚園のおやつや小学校の給食に登場していました。東広島市でも小学校の給食のときに食べられていたそうです。今では、魚の油ではなく、植物油や酵母などから作られているそうです。お菓子のようですが、栄養補助食品として、今でも薬局で売られています。	
29 木	ソフト麺カレーソース 牛乳 ガラパシサラダ バターロール おかん 今日は、今から約45年前の給食の再現です。「ソフト麺」の正式な名前は「ソフトスパゲティ式麺」といいます。学校給食のために作られた日本特有の麺です。うどんやそうめんに比べて、時間がたっても、のびにくく、消化がよくなるように作られたそうです。	
30 金	もも汁 牛乳 カキフライ ゆでキャベツ 豆腐汁 今日の給食は、広島県の郷土料理です。「郷土料理」は、地方に古くから伝わっている伝統的な独特な料理のことです。それぞれの地域の地理的条件や、その地域の歴史や文化などによって生まれた料理で、その地域の人たちの知恵や工夫が詰まっています。	

解説 3

PTA バザーの取組み

文化祭のPTAバザーにおいて、給食担当とPTA教養部が連携して「給食メニューの販売」を実施した。

学校から家庭への発信型の啓発だけではなく、保護者による協力・参画型の啓発活動をすすめることができた。



參考資料

学校給食法

昭和 29 年 6 月 3 日法 160
最終改正平成 20 年 6 月 18 日
平成 21 年 4 月 1 日改正施行

目次

- 第一章総則(第一条 第五条)
第二章学校給食の実施に関する基本的な事項(第六条 第九条)
第三章学校給食を活用した食に関する指導(第十条)
第四章雑則(第十一条 第十四条)
附則

第一章 総則

第一条 (この法律の目的)

この法律は、学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであることにかんがみ、学校給食及び学校給食を活用した食に関する指導の実施に関し必要な事項を定め、もつて学校給食の普及充実及び学校における食育の推進を図ることを目的とする。

第二条(学校給食の目標)

学校給食を実施するに当たっては、義務教育諸学校における教育の目的を実現するために、次に掲げる目標が達成されるよう努めなければならない。

- 適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。
- 日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと。
- 学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと。
- 食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。
- 食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと。

第三条(定義)

この法律で「学校給食」とは、前条各号に掲げる目標を達成するために、義務教育諸学校において、その児童又は生徒に対し実施される給食をいう。2 この法律で「義務教育諸学校」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部をいう。

第四条(義務教育諸学校の設置者の任務)

義務教育諸学校の設置者は、当該義務教育諸学校において学校給食が実施されるように努めなければならない。

第五条(国及び地方公共団体の任務)

国及び地方公共団体は、学校給食の普及と健全な発達を図るよう努めなければならない。

第二章 学校給食の実施に関する基本的な事項

第六条(二以上の義務教育諸学校の学校給食の実施に必要な施設)

義務教育諸学校の設置者は、その設置する義務教育諸学校の学校給食を実施するための施設として、二以上の義務教育諸学校の学校給食の実施に必要な施設(以下「共同調理場」という。)を設けることができる。

第七条(学校給食栄養管理者)

義務教育諸学校又は共同調理場において学校給食の栄養に関する専門的事項をつかさどる職員(第十条第三項において「学校給食栄養管理者」という。)は、教育職員免許法(昭和二十四年法律第四百七号)第四条第二項に規定する栄養教諭の免許状を有する者又は栄養士法(昭和二十二年法律第二百四十五号)第二条第一項の規定による栄養士の免許を有する者で学校給食の実施に必要な知識若しくは経験を有するものでなければならない。

第八条（学校給食実施基準）

文部科学大臣は、児童又は生徒に必要な栄養量その他の学校給食の内容及び学校給食を適切に実施するために必要な事項（次条第一項に規定する事項を除く。）について維持されることが望ましい基準（次項において「学校給食実施基準」という。）を定めるものとする。

2 学校給食を実施する義務教育諸学校の設置者は、学校給食実施基準に照らして適切な学校給食の実施に努めるものとする。

第九条（学校給食衛生管理基準）

文部科学大臣は、学校給食の実施に必要な施設及び設備の整備及び管理、調理の過程における衛生管理その他の学校給食の適切な衛生管理を図る上で必要な事項について維持されることが望ましい基準（以下この条において「学校給食衛生管理基準」という。）を定めるものとする。

2 学校給食を実施する義務教育諸学校の設置者は、学校給食衛生管理基準に照らして適切な衛生管理に努めるものとする。

3 義務教育諸学校の校長又は共同調理場の長は、学校給食衛生管理基準に照らし、衛生管理上適正を欠く事項があると認められた場合には、遅滞なく、その改善のために必要な措置を講じ、又は当該措置を講じることができないときは、当該義務教育諸学校若しくは共同調理場の設置者に対し、その旨を申し出るものとする。

第三章 学校給食を活用した食に関する指導

第十条（学校給食を活用した食に関する指導）

栄養教諭は、児童又は生徒が健全な食生活を自ら営むことができる知識及び態度を養うため、学校給食において摂取する食品と健康の保持増進との関連性についての指導、食に関して特別の配慮を必要とする児童又は生徒に対する個別的な指導その他の学校給食を活用した食に関する実践的な指導を行うものとする。この場合において、校長は、当該指導が効果的に行われるよう、学校給食と関連付けつつ当該義務教育諸学校における食に関する指導の全体的な計画を作成することその他の必要な措置を講ずるものとする。

2 栄養教諭が前項前段の指導を行うに当たっては、当該義務教育諸学校が所在する地域の産物を学校給食に活用することその他の創意工夫を地域の実情に応じて行い、当該地域の食文化、食に係る産業又は自然環境の恵沢に対する児童又は生徒の理解の増進を図るよう努めるものとする。

3 栄養教諭以外の学校給食栄養管理者は、栄養教諭に準じて、第一項前段の指導を行うよう努めるものとする。この場合においては、同項後段及び前項の規定を準用する。

第四章 雑則

第十一条（経費の負担）

学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるものは、義務教育諸学校の設置者の負担とする。

2 前項に規定する経費以外の学校給食に要する経費（以下「学校給食費」という。）は、学校給食を受ける児童又は生徒の学校教育法第十六条 に規定する保護者の負担とする。

第十二条（国の補助）

国は、私立の義務教育諸学校の設置者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、学校給食の開設に必要な施設又は設備に要する経費の一部を補助することができる。

2 国は、公立の小学校、中学校又は中等教育学校の設置者が、学校給食を受ける児童又は生徒の学校教育法第十六条 に規定する保護者（以下この項において「保護者」という。）で生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第二項 に規定する要保護者（その児童又は生徒について、同法第十三条 の規定による教育扶助で学校給食費に関するものが行われている場合の保護者である者を除く。）であるものに対して、学校給食費の全部又は一部を補助する場合には、当該設置者に対し、当分の間、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、これに要する経費の一部を補助することができる。

第十三条（補助金の返還等）

文部科学大臣は、前条の規定による補助金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付をやめ、又は既に交付した補助金を返還させるものとする。

一 補助金を補助の目的以外の目的に使用したとき。

二 正当な理由がなくて補助金の交付の決定を受けた年度内に補助に係る施設又は設備を設けないこととなったとき。

三 補助に係る施設又は設備を、正当な理由がなくて補助の目的以外の目的に使用し、又は文部科学大臣の許可を受けないで処分したとき。

四 補助金の交付の条件に違反したとき。

五 虚偽の方法によつて補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき

第十四条（政令への委任）

この法律に規定するもののほか、この法律の実施のため必要な手続その他の事項は、政令で定める。